

# はじめに

入札は、公正性と競争性の維持を基本として、地方自治法等の法令や入札約款等の県の規程に基づき、各発注機関において厳格に執行されており、各入札参加者においても入札手続について十分理解していただかなければなりません。

このため、入札参加者が手軽に参照できるように作成したのがこのしおりです。

なお、このしおりの内容は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る入札には適用されませんので、注意してください。

千葉県における入札執行は、おおむね次のような流れに沿って進められております。

誓約書と委任状の確認    入札辞退の確認    入札開始宣言、入札  
開札、入札書の確認    開札結果の読み上げ    落札宣言

入札参加者は特に次の点に御留意してください。

- 1 入札書、誓約書及び委任状は、県様式を用いること。
- 2 入札書は、再度入札を行う場合もあるので最低2部は用意すること。
- 3 「工事箇所及び工事名」又は「委託業務箇所及び委託業務名」は、一般競争入札の公告又は「指名通知書」の通知に基づき記載すること。
- 4 都合により入札を辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず辞退届を提出すること。

なお、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

- 5 委任状は、代理人では訂正できないので、代表者の捨て印を押しておくことよい。

なお、入札参加者は、訂正等を行う場合があるので自己の印鑑を持参すること。

各入札参加者は、このしおりを十分参照し、法令を守り公正な入札に参加していただくようお願いします。